

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事委員会は、議会及び知事に対し、令和2年10月23日、特別給与等に関する報告及び勧告を行い、同年11月12日、月例給に関する報告を行った。

<令和2年の報告・勧告のポイント>

○令和2年度のボーナスを引下げ

・ボーナスを0.05月分引下げ（4.50月分→4.45月分）

○民間給与との較差（66円、0.02%）が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

ア 民間給与と職員給与との比較に基づく給与改定等

(7) 特別給（ボーナス）

a 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所109事業所について調査を実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、特別給（ボーナス）等に関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率92.4%）

令和元年8月から令和2年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A-B)
4.46月分	4.50月分	△0.04月分

b 特別給（ボーナス）の改定 <勧告>

(a) 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう、職員の年間支給月数を0.05月分引き下げ、期末手当に配分（4.50月分→4.45月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
令和 2年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行1.30月）	2.55 月（現行2.60月）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（支給済み）	1.90 月（改定なし）
	計	2.25 月（支給済み）	2.20 月（現行2.25月）	4.45 月（現行4.50月）
令和 3年度 以降	期末手当	1.275 月	1.275 月	2.55 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90 月
	計	2.225 月	2.225 月	4.45 月

(b) 実施時期

勧告を実施するための条例の公布の日

(i) 月例給

a 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所102事業所について、令和2年4月分の個人別給与等を実地調査（完了率86.4%）

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の令和2年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

令和2年4月の民間給与(A)	令和2年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
373,034円	372,968円	66円(0.02%)

b 給与改定の判断

民間給与との較差が極めて小さく、均衡していることから、月例給の改定を行わない。

イ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保及び育成

- ・ 県政の諸課題はますます高度化・複雑化し、新型コロナウイルス感染症への対応も求められており、このような課題に的確かつ前向きに取り組める優秀な人材の確保が重要
- ・ 職員採用Ⅰ種試験において、受験年齢制限の緩和、一般行政職特別枠の導入、一般行政職・警察事務職での専門試験選択制の導入等の取組を行ってきた。さらに令和２年度は、就職氷河期世代及びUIターン希望の職務経験者対象の職員採用試験を実施
- ・ 障害者雇用については、令和２年度も、知事部局と教育委員会で法定雇用率を達成できておらず、今後も、各任命権者において、計画的な採用を積極的に進めていくことが必要

(イ) 女性職員の活躍推進

- ・ 各任命権者において、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づいた取組を実施
- ・ 平成30年度以降、Ⅰ種試験一般行政職で女性の採用者割合が４割を超えているが、令和２年度の管理職に占める女性の割合は知事部局で低率に留まっている
- ・ 今後さらに、各任命権者において、男女ともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備等、積極的な取組を進めていくことが必要

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、能力・実績に基づく人事管理を進めていくことが必要
- ・ 各任命権者において、人事評価制度を公正、適正に運用し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じ現行の制度を改善していくよう努めるべき

(エ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 人事院は、国家公務員の定年を65歳まで段階的に引上げることが必要とする旨の意見の申出を行い、さらに、令和２年の報告・勧告において、定年を引上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 本県においても、定年の引上げに関する具体的措置等について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、検討していくことが必要

(オ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 令和元年度から、人事委員会規則において、超過勤務命令の上限時間等を設定。各任命権者においては、上限時間等を超えた場合には、事後に要因の分析・検証等を行い、改善策を講じていくことが重要
- ・ 多忙化する教育職員の勤務状況の改善が喫緊の課題となっている教育委員会では、部活動についての指針の周知徹底や部活動指導員の配置がなされるなど、教育職員の負担軽減のための取組を実施
- ・ 各任命権者は、超過勤務縮減の必要性を十分に認識した上で、今後とも、適切な勤務時間の管理にさらに努めるとともに、長時間勤務の要因を分析し、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的取得の促進に取り組むことが必要

b 柔軟な働き方の推進

- ・ 今般、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、在宅勤務等の推奨が重点的に行われたところであるが、各任命権者においては、その効果や課題を検証・研究しながら、柔軟な働き方の制度が利用しやすい勤務環境の整備を一層積極的に推進していくことが求められる

c 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 女性の社会進出が進む中、男女問わず活躍できる社会の実現が重要課題となっており、育児や介護を行う職員が、その能力を最大限発揮して活躍できるよう勤務環境を整備していくことが求められている
- ・ 各任命権者においては、一層の勤務環境の整備に努めるとともに、両立支援の制度が職員に定着し、幅広く利用されるよう、更なる意識啓発を図り、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要

- d 心の健康づくりの推進
 - ・ 各任命権者において、精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェックなど、幅広い取組を実施
 - ・ 各任命権者は、ストレスチェックについて、職員の受検率をより一層高めるとともに、メンタル不調の早期発見や職場の環境改善に活用していくことが重要
- (カ) 会計年度任用職員について
 - ・ 各任命権者は、会計年度任用職員について、任用、給与、勤務条件等に関する規定を整備したところであるが、他の職員との権衡等を考慮しながら、適切に運用するとともに、制度の円滑な推進に努めることが必要
- (キ) 服務規律の確保
 - ・ 各任命権者は、事案が発生した場合は、その事案について、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のため、実効性のある取組を行うとともに、研修の実施などによる定期的・継続的な意識啓発を引き続き進め、公務員倫理の徹底を図ることが必要
 - ・ 職員は、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を常に持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを意識し、高い倫理観に基づき服務規律を遵守することが求められる
 - ・ 各任命権者は、ハラスメント防止に関する指針に基づき、より一層、ハラスメント防止のための実効性のある取組を強力に推進していくことが必要

(2)報告資料

ア 職員の給与（令和2年4月1日現在）

(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成31年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
		人	人				人	人	人		
全		14,299	△ 79	3,537	29	16	336	2,681	5,180	12	2,508
行政職		3,876	△ 43	3,040	29	16	289	183	-	12	307
研究職		216	5	171	-	-	27	-	-	-	18
医療職(1)		31	3	31	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		94	△ 2	92	-	-	-	2	-	-	-
医療職(3)		203	△ 6	203	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		24	5	-	-	-	-	-	24	-	-
学校事務職員		277	△ 1	-	-	-	-	-	277	-	-
計		4,721	△ 39	3,537	29	16	316	185	301	12	325
高等学校等教育職員		2,443	△ 18	-	-	-	-	2,443	-	-	-
県立中学校教育職員		53	-	-	-	-	-	53	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		4,889	△ 16	-	-	-	20	-	4,879	-	-
計		7,395	△ 34	-	-	-	20	2,496	4,879	-	-
警察官		2,183	△ 6	-	-	-	-	-	-	-	2,183

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表 \ 区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
全		14,299人	41.2歳	16.9年
一般職員	行政職	3,876	43.0	18.8
	研究職	216	42.5	16.0
	医療職(1)	31	42.6	8.3
	医療職(2)	94	41.5	15.0
	医療職(3)	203	44.9	17.2
	学校栄養職員	24	39.1	15.8
	学校事務職員	277	41.2	21.4
	計	4,721	42.9	18.6
教育職員	高等学校等教育職員	2,443	43.5	18.4
	県立中学校教育職員	53	39.4	14.3
	市町村立小・中学校等教育職員	4,899	40.0	15.3
	計	7,395	41.2	16.3
警察官		2,183	37.3	14.9
平成31年4月 全		14,378	41.6	17.4

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	% 100.0	% 80.6	% 6.7	% 12.6	% 0.1	% 61.0	% 39.0	
一般職員	行政職	100.0	75.9	7.7	16.1	0.2	74.7	25.3
	研究職	100.0	96.3	1.9	1.9	-	81.5	18.5
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	71.0	29.0
	医療職(2)	100.0	83.0	17.0	-	-	55.3	44.7
	医療職(3)	100.0	39.4	49.8	10.8	-	33.0	67.0
	学校栄養職員	100.0	54.2	45.8	-	-	4.2	95.8
	学校事務職員	100.0	0.7	33.6	65.7	-	36.5	63.5
	計	100.0	71.1	11.1	17.6	0.2	70.2	29.8
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	96.4	3.4	0.2	-	52.9	47.1
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	-	-	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	93.1	6.9	0.0	-	43.7	56.3
	計	100.0	94.2	5.7	0.1	-	46.8	53.2
警察官	100.0	54.9	0.7	44.3	0.0	89.3	10.7	
平成31年4月 全	100.0	79.9	7.2	12.8	0.1	61.4	38.6	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
	全	342,866	9,367	12,841	365,074	12,817	377,891
一般職員	行政職	331,410	10,780	16,124	358,314	14,654	372,968
	研究職	347,938	11,748	13,502	373,188	14,664	387,852
	医療職(1)	424,619	8,339	75,296	508,254	364,906	873,160
	医療職(2)	318,051	8,473	8,794	335,318	8,523	343,841
	医療職(3)	338,718	8,724	6,734	354,176	4,549	358,725
	学校栄養職員	287,896	1,708	7,072	296,676	6,876	303,552
	学校事務職員	311,481	6,377	7,529	325,387	6,237	331,624
	計	331,435	10,370	15,293	357,098	15,865	372,963
教育職員	高等学校等教育職員	379,284	8,832	13,201	401,317	9,333	410,650
	県立中学校教育職員	354,534	9,925	13,660	378,119	13,094	391,213
	市町村立小・中学校等 教育職員	347,907	6,741	9,667	364,315	13,232	377,547
	計	358,320	7,454	10,863	376,637	11,944	388,581
	警察官	315,234	13,677	14,238	343,149	9,184	352,333

平成31年4月 全	344,348	9,448	12,826	366,622	12,565	379,187
行政職	333,219	11,050	16,030	360,299	14,221	374,520

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」を含む。

イ 民間給与関係

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

令和2年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

b 調査の内容及び期間

(a) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 令和元年8月から令和2年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 令和2年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 令和2年4月分の初任給の状況

(b) 調査の期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(a)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (a)①及び②に関する調査（特別給等調査）
令和2年6月29日(月)～令和2年7月31日(金)
- ・ (a)③及び④に関する調査（月例給等調査）
令和2年8月17日(月)～令和2年9月30日(水)

c 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

d 調査の範囲等

(a) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所250事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

(b) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に分類し、これらから121事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、特別給等調査及び月例給等調査の別に（イ）産業別、規模別調査事業所数（その1）及び（その2）のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係237人（行政職に相当する調査実人員196人）、初任給関係以外の調査職種3,789人（行政職に相当する調査実人員3,374人）である。

（調査職種該当者（母集団）の推定数は9,967人であり、行政職に相当するものは8,376人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数(その1) (特別給等調査)

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	109	3	6	7	34	59	36	52	21
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	8	-	-	-	3	5	1	5	2
製造業	55	3	2	3	19	28	9	32	14
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	22	-	2	3	3	14	14	5	3
卸売業、小売業	3	-	-	-	2	1	1	2	-
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	6	-	1	-	2	3	3	2	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	15	-	1	1	5	8	8	6	1

- (注) 1 上記のほか、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が9所あった。
- 2 調査対象事業所121所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた118所に占める調査完了事業所109所の割合(調査完了率)は、92.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(イ)産業別、規模別調査事業所数(その2) (月例給等調査)

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	102	4	5	7	32	54	36	45	21
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	-	-	3	4	1	4	2
製造業	49	3	2	3	16	25	9	27	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	22	-	2	3	3	14	14	4	4
卸売業、小売業	3	-	-	-	2	1	1	2	-
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	-	-	-	2	3	2	2	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	16	1	1	1	6	7	9	6	1

- (注) 1 上記のほか、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が16所あった。
- 2 調査対象事業所121所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた118所に占める調査完了事業所102所の割合(調査完了率)は、86.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,654	216,979	192,358	※ 193,926
	短大卒	188,744	※ 191,845	※ 177,257	—
	高校卒	171,106	※ 175,130	※ 163,440	※ 163,465

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	10	53.5	765,885	551	765,334	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	51.8	776,055	303	775,752	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	56.9	744,873	1,062	743,811	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	52.7	605,825	166	605,659	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	50.7	716,387	-	716,387	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	52.3	526,853	296	526,557	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	97	52.4	533,814	1,350	532,464	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	70	52.2	536,489	433	536,056	
	短大卒	10	52.0	528,250	641	527,609	
	高校卒	17	53.4	526,961	5,242	521,719	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	80	53.5	639,064	780	638,284	同 上
	大学卒	50	53.4	671,497	143	671,354	
	短大卒	11	55.1	639,709	-	639,709	
	高校卒	18	53.2	560,810	2,930	557,880	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務部次長	66	52.4	497,045	669	496,376	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長-課長間)	
大学卒	51	52.2	515,070	786	514,284		
短大卒	6	54.6	467,473	-	467,473		
高校卒	9	52.1	418,116	437	417,679		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	23	52.0	495,519	15,603	479,916	同 上	
大学卒	13	52.6	524,552	19,011	505,541		
短大卒	6	52.8	478,376	428	477,948		
高校卒	4	48.0	420,861	32,151	388,710		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	234	48.9	488,016	15,385	472,631	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	159	48.0	484,986	14,392	470,594		
短大卒	24	49.2	442,923	31,688	411,235		
高校卒	51	51.4	517,765	10,730	507,035		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	177	49.1	519,857	5,384	514,473	同 上	
大学卒	101	49.4	562,725	4,186	558,539		
短大卒	19	47.8	487,237	1,111	486,126		
高校卒	56	49.2	462,543	8,997	453,546		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和2年4月分平均支給額をXとしている。
2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	132	48.0	458,134	39,144	418,990	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長一係長間)
	大学卒	81	45.8	456,257	38,037	418,220	
	短大卒	19	49.2	439,544	42,985	396,559	
	高校卒	32	52.5	472,659	39,639	433,020	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	33	48.6	465,800	45,168	420,632	同上
	大学卒	14	46.2	485,478	68,981	416,497	
	短大卒	7	47.4	444,580	40,144	404,436	
	高校卒	12	51.6	455,866	23,115	432,751	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	257	46.6	420,072	52,893	367,179	係の長及び係長級専門職
	大学卒	136	44.1	424,951	61,072	363,879	
	短大卒	39	49.0	377,391	39,188	338,203	
	高校卒	82	49.2	432,370	47,114	385,256	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	259	46.1	556,306	88,435	467,871	同上
	大学卒	144	42.5	529,747	73,910	455,837	
	短大卒	21	47.2	505,618	80,770	424,848	
	高校卒	94	50.8	600,242	109,304	490,938	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務主任	211	41.5	328,274	34,465	293,809	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職(係長一係員間)	
大学卒	115	39.3	346,370	44,384	301,986		
短大卒	37	45.1	310,859	31,149	279,710		
高校卒	58	43.0	308,791	19,237	289,554		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	111	42.9	478,065	88,531	389,534	同上	
大学卒	43	41.5	399,602	57,321	342,281		
短大卒	18	42.2	426,418	68,477	357,941		
高校卒	50	44.1	551,301	117,506	433,795		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	868	36.0	284,522	31,549	252,973		
大学卒	444	32.6	287,757	36,020	251,737		
短大卒	149	39.7	268,654	21,067	247,587		
高校卒	274	39.4	287,685	29,908	257,777		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術係員	810	34.0	348,321	62,873	285,448		
大学卒	335	34.5	357,173	66,822	290,351		
短大卒	195	32.3	356,543	70,485	286,058		
高校卒	279	35.3	327,261	48,803	278,458		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。
2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	373,034 円	372,968 円	66 円 (0.02%)